

特定非営利活動法人設立促進事業

H27.10.20認定

～設立手続き期間の短縮によるNPO法人の設立促進～

NPO法の特例（設立認証申請書類の縦覧期間の短縮）を活用して、**NPO法人の設立認証手続きの期間を短縮**し、地域創生など様々な課題解決に取り組む**NPO法人の設立を促進**

- 実施主体 兵庫県及び神戸市
- 期間短縮 設立認証に係る縦覧期間
2か月→**2週間**
（認証手続き期間
約4か月→約2.5か月）
- 開始時期 兵庫県：平成27年10月30日
神戸市：平成27年12月8日

- 認証状況 平成26年度：145団体
空家・空地の活用による地域づくり、市町と連携したまちづくりや定住促進など、地域創生につながる取組を目的とした団体の認証も多くみられる状況



[NPO法人設立認証手続きの流れ]

